

ご自分の年金記録を確認し、将来の年金にそなえましょう！

～～年金記録相談の特別強化体制実施中～～

社会保険庁では、平成9年1月に基礎年金番号を導入し、それまで加入していた厚生年金、国民年金等の年金手帳記号番号を基礎年金番号に収録する作業を進めることにより、各年金制度を通じた記録の整備に取り組んでいます。

これらの年金加入記録について、次の方法により確認することができます。

①インターネットでどうぞ！《社会保険庁 <http://www.sia.go.jp/>》

基礎年金番号がお分かりの方は社会保険庁ホームページよりお申込みできます。

★IDパスワード方式による年金個人情報提供サービス

★年金見込額試算（50歳以上の方）

②お電話でどうぞ！『ねんきんダイヤル 0570-05-1165』

基礎年金番号がお分かりの方は、本人確認を行ったうえで、年金加入記録をご自宅に郵送します。

③社会保険事務所へどうぞ！

基礎年金番号がお分かりでない方でも、本人確認ができる書類（運転免許証、保険証等）をお持ちのうえ、社会保険事務所へお越しください。

年金記録に疑問があれば・・・

お近くの社会保険事務所をご利用ください。お申し出に基づき調査いたします。

（※共済組合期間の記録は各共済組合において管理されています。）



年金受給者のみなさまへ

『扶養親族等申告書は期限までに提出しましょう！』

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに社会保険業務センターから扶養親族等申告書のはがきが送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、平成19年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成19年分「扶養親族等申告書」が送付される方		
年 齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

*詳しくは、お近くの社会保険事務所へお問い合わせください。